

「住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らし続けたい」 あなたのその想いを“生活リハビリ”を通じて応援します。

❖ 短期集中型介護予防サービスとは？

要介護状態になるのを予防し、できる限り地域で自立した生活を続けられるようにサポートするためのサービスです。要支援の認定を受けられた方や生活機能の低下がみられる方を対象に、身体機能や生活機能を維持向上するために、リハビリ専門職が中心となり支援をします。



対象者となる方 ▶ 次のすべてを満たす方が対象となります。

- ① 安城市に在住の方
- ② 65歳以上の要支援1、要支援2の認定者、または市や地域包括支援センターが実施する基本チェックリストで対象者と判定された人および第2号被保険者で要支援1、要支援2の認定者
- ③ 地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントで参加が適当であると認められた方
- ④ 本サービスの目的と内容を理解し、自ら参加を希望する方
- ⑤ 介護予防通所リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所サービスまたは生活支援通所サービスを受けていない方
- ⑥ 本サービスの参加について主治医から許可が得られている方
(特に医療保険によるリハビリテーションを受けている場合は主治医に確認してください。)

❖ どんなサービスが受けられるの？

日常生活を送る上で、支障となっていることや改善したいこと、できるようになりたいことなどをご本人に事前に聴き取りを行います。その上で、お一人おひとりの目標・目的に合ったプログラムをリハビリ専門職と一緒に考え、改善に向けた支援を行います。



- 期 間：3～6か月程度
- 回 数：原則、通所と訪問を合わせて25回以内（週1回程度）
- 時 間：1回90分程度
- 利用者負担：なし



足腰が衰え、外出するのが億劫になってきた。



自分に合ったトレーニング法を見つけ、いつまでも元気でいたい。



体力に自信をつけて、諦めていた趣味を楽しみたい。

❖ サービスを利用するには？

要支援の認定を受けている方 ▶ 担当のケアマネジャーにご相談ください。

それ以外の方 ▶ お住まいの中学校区の地域包括支援センターまたは
安城市高齢福祉課にご相談ください。

●相談先

【地域包括支援センター（中学校区）】

東山中学校区	地域包括支援センター さとまち	0566-96-3512
安城北中学校区	地域包括支援センター 中部	0566-71-0077
篠目中学校区	地域包括支援センター 八千代	0566-97-8069
安城南中学校区	地域包括支援センター 更生	0566-77-9948
安祥中学校区	地域包括支援センター 松井	0566-55-5355
安城西中学校区	地域包括支援センター あんのん館	0566-71-3173
明祥中学校区	地域包括支援センター ひがしばた	0566-73-8210
桜井中学校区	地域包括支援センター 小川の里	0566-73-3535

安城市役所 高齢福祉課 地域支援係	0566-71-2264
-------------------	--------------

よくある質問

サービスのご利用について、
電話でも質問をお受けしています。
ご不明な点は、気軽にお問い合わせください。



これまで要介護、要支援の認定を受けていた
のですが、非該当になってしまいました。
総合事業の申請はできますか？

申請はしていただけます。ただし基本チェックリストの
実施後、サービスの可否が判断されますので、申請したす
べての方がサービスを受けられるわけではありません。



ほかのサービスとの併用は
できますか？

介護予防通所リハビリ、介護予防訪問リハビリ等を受けてい
る方は利用できません。ただし、住民主体の介護予防教室や
健康サロンなどのサービスとの併用は認められています。



短期集中型介護予防サービスは、
条件に該当すれば、
何回でも受けられますか？

原則として、一度限りの利用となります。



【チラシに関する問合せ】 安城市役所 高齢福祉課 地域支援係 0566-71-2264